

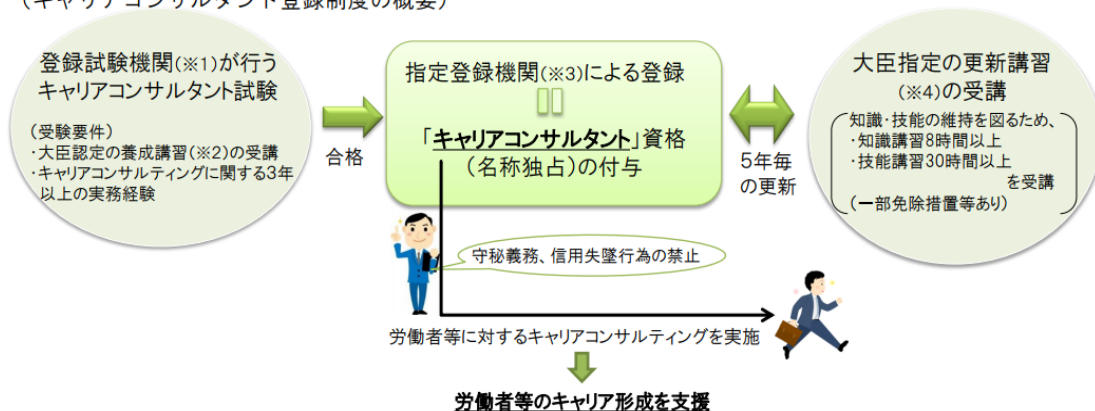
キャリアコンサルタントとして登録後に技能検定キャリアコンサルティング職種に合格された方は

キャリアコンサルタント更新講習の 受講が免除されます

キャリアコンサルタント登録制度の概要

- キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルティング（労働者等の職業選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上に関する相談・助言・指導）を行う専門家であり、企業、需給調整機関、教育機関等の幅広い分野で活躍。
- 平成28年4月1日より、キャリアコンサルタントを登録制の名称独占資格とし、5年ごとの講習受講による資格更新制度、守秘義務・信用失墜行為の禁止等の規定と相まって、その質を担保し、労働者等が安心して職業に関する相談を行うことのできる環境を整備。

(キャリアコンサルタント登録制度の概要)



厚生労働省HP : http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/career_consulting.html

キャリアコンサルタントの登録の更新について

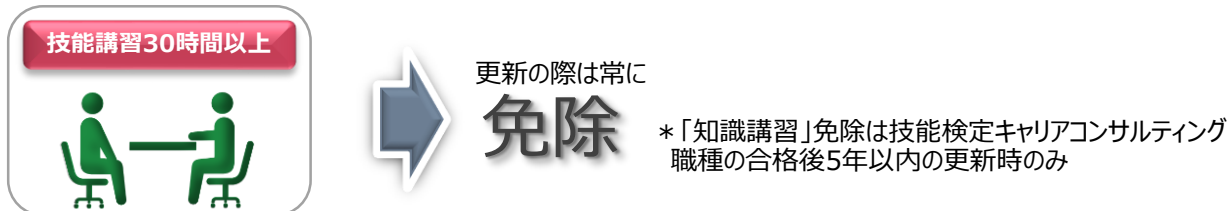
キャリアコンサルタントの登録を継続するためには5年ごとに更新を受けることが必要となります。
更新を受けるためには、知識講習（8時間以上）、技能講習（30時間以上）を受ける必要があります。

- キャリアコンサルタントとして登録後に、技能検定キャリアコンサルティング職種に合格した場合は、その合格後5年以内に行う更新において知識講習及び技能講習が免除されます。
- 技能検定キャリアコンサルティング職種1級に合格した方は、技能講習が免除されます。

キャリアコンサルタントとして登録後に技能検定キャリアコンサルティング職種1級または2級に合格した場合



キャリアコンサルタントとして登録後に技能検定キャリアコンサルティング職種1級に合格した場合



厚生労働省HP : http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/career_consultant02.html